

平成21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名:造幣局)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格 (単位:円)	契約金額 (単位:円)	落札率	再就職の 役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
			該当なし								

(記載要領)

- 1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
- 2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
- 3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
- 4. 「移行困難な事由」欄は、平成20年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成21年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成21年度)を記載すること。

平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:造幣局)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格(単位:円)	契約金額(単位:円)	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
カッター研削盤改造修理	独立行政法人造幣局 理事 山添 和雄 大阪市北区天満1-1-79	平成20年10月22日	千代田工販株式会社 中国支店 広島市中区基町11-5	カッター研削盤は生田産機工業株式会社が設計・製作したものであり、本装置の詳細を熟知している同社から、同研削盤の改造修理にかかる業務及び同業務にかかる契約締結権限等を委任されている当該契約相手方と契約する必要があることから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため	5,786,550	5,775,000	99.8%	-	カッター研削盤は生田産機工業株式会社が設計・製作したものであり、本装置の詳細を熟知している同社から同研削盤の改造修理にかかる業務及び同業務にかかる契約締結権限等を委任されている当該契約相手方と契約する必要があるため	11	
フォースモーターバルブ取替調整及びオーバーホール	独立行政法人造幣局 理事 山添 和雄 大阪市北区天満1-1-79	平成20年10月28日	八洲電機株式会社 中国支社 広島市中区大手町3-8-1	熱間圧延機の油圧装置に組み込み圧延板の厚みを制御するフォースモーターバルブは株式会社日立製作所が設計・製作したものであり、本製品の詳細を熟知している同社から同バルブにかかる取替調整等の業務及び同業務にかかる契約締結権限等を委任されている当該契約相手方と契約する必要があることから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため	同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあるため公表しない	3,990,000	-	-	熱間圧延機の油圧装置に組み込み圧延板の厚みを制御するフォースモーターバルブは株式会社日立製作所が設計・製作したものであり、本製品の詳細を熟知している同社から同バルブにかかる取替調整等の業務及び同業務にかかる契約締結権限等を委任されている当該契約相手方と契約する必要があるため	11	
ISO9001・14001認証登録のための更新審査業務	独立行政法人造幣局 理事 山添 和雄 大阪市北区天満1-1-79	平成20年10月30日	財団法人日本品質保証機構ISO関西支部 大阪市淀川区宮原3-4-30	本業務は、認証登録維持のため3年毎に実施しなければならない更新審査であり、当該契約相手方は、前回の更新審査及び認証登録以降の定期審査を実施し、当局の継続的改善の状況を審査できる唯一の法人であることから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため	3,008,250	2,968,875	98.6%	-	本業務は、認証登録維持のため3年毎に実施しなければならない更新審査であり、当該契約相手方は、前回の更新審査及び認証登録以降の定期審査を実施し、当局の継続的改善の状況を審査できる唯一の法人であるため	11	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格 (単位:円)	契約金額 (単位:円)	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
熱間圧延機(フリーローラー)修理	独立行政法人造幣局 理事 山添 和雄 大阪市北区天満1-1-79	平成20年12月26日	八洲電機株式会社中国支社 広島市中区大手町3-8-1	熱間圧延機は株式会社日立製作所が設計・製作したものであり、本装置の詳細を熟知している同社から同機の修理にかかる業務及び同業務にかかる契約締結権限等を委任されている当該契約相手方と契約する必要があることから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため	7,843,500	7,350,000	93.7%	-	熱間圧延機は株式会社日立製作所が設計・製作したものであり、本装置の詳細を熟知している同社から同機の修理にかかる業務及び同業務にかかる契約締結権限等を委任されている当該契約相手方と契約する必要があるため	11	
レトルト取替作業	独立行政法人造幣局 理事 山添 和雄 大阪市北区天満1-1-79	平成21年1月19日	光洋サーモシステム株式会社 天理市嘉幡町229	本作業は、貨幣製造用成形設備である円形焼鈍炉のレトルトを取り替えるもので、本炉を造幣局独自の仕様に基づいて設計・製造した当該契約相手方以外に履行できないことから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため	2,035,950	1,995,000	97.9%	-	本作業は、貨幣製造用成形設備である円形焼鈍炉のレトルトを取り替えるもので、本炉を造幣局独自の仕様に基づいて設計・製造した当該契約相手方以外に履行できないため	11	
構内ガス管改修工事	独立行政法人造幣局 理事 山添 和雄 大阪市北区天満1-1-79	平成21年1月21日	大阪ガス株式会社エネルギー事業部 大阪市西区千代崎3-南2-37	本区域のガス工事は、ガス事業法に基づき経済産業大臣から事業許可を受けている当該契約相手方が同大臣の認可を受けて定める供給約款により施工することとされており、競争を許さないことから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため	26,132,400	25,732,875	98.4%	-	本区域のガス工事は、ガス事業法に基づき経済産業大臣から事業許可を受けている当該契約相手方が同大臣の認可を受けて定める供給約款により施工することとされており、競争を許さないため	1	
貨幣検査機の改造	独立行政法人造幣局 理事 山添 和雄 大阪市北区天満1-1-79	平成21年2月16日	富士電機システムズ株式会社西日本支社 大阪府福島区鷺洲1-11-19	本改造に必要な情報の当該契約相手方以外への開示について、本機を共同開発した当該契約相手方から契約に基づく承諾が得られないことから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため	同種の他の契約の 予定価格を類推させる恐れがあるため公表しない	7,770,000	-	-	本改造に必要な情報の当該契約相手方以外への開示について、本機を共同開発した当該契約相手方から契約に基づく承諾が得られないため	15	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格 (単位:円)	契約金額 (単位:円)	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
官報公告等の掲載	独立行政法人造幣局 理事 山添 和雄 大阪市北区天満1-1-79	平成21年3月6日	株式会社かんぼう 大阪市西区江戸堀1-2-14	官報公告に係る料金は、独立行政法人国立印刷局が統一の料金を定めており、取次店による価格面での競争の余地がないことから、当局最寄りの取次店と契約するものであり、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため	-	5,508,000	-	-	官報公告に係る料金は、独立行政法人国立印刷局が統一の料金を定めており、取次店による価格面での競争の余地がないことから、当局最寄りの取次店と契約するため	11	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
競争性のない随意契約によらざるを得ない場合	
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6
ニ その他	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12